

差押不動産の公売 実施のお知らせ



愛荘町が差押えしている不動産を公売します。



【第1号】川久保 宅地 250.11㎡

見積価額 **165**万円

公売保証金 17万円



【第2号】東円堂 宅地 364.62㎡
建物1棟

見積価額 **90**万円

公売保証金 9万円

詳細は窓口で配布している公売広報や町ホームページをご覧ください。

入札

公売場所による期日入札です。
郵送やインターネット公売ではありません。

令和7年10月22日（水）

【第1号】午前10時30分から

（開場 午前10時00分 閉鎖※ 午前10時50分）

【第2号】午後2時30分から

（開場 午後2時00分 閉鎖※ 午後2時50分）

公売場所

愛荘町役場 本庁舎3階 第1委員会室

お問い合わせ先

【愛荘町税務課 湖東分室 電話 0749-47-5710】

公売当日のお問い合わせ先 愛荘町税務課 電話 0749-42-7690

※ 閉鎖時間までに公売場所（会場）へお入りください。閉鎖時間以降は入場できません。



【第1号】川久保

土地：愛荘町川久保字戸ヶ坪104番2（宅地）16.52㎡
 土地：愛荘町川久保字戸ヶ坪104番4（宅地）13.08㎡
 土地：愛荘町川久保字戸ヶ坪104番5（宅地）220.51㎡

見積価額 **1 6 5 万円**

公売保証金 1 7 万円

入札期間 令和7年10月22日

午前10時30分から午前11時00分まで

公売保証金の納入期間

令和7年10月22日 午前10時00分から午前10時45分まで



【第2号】東円堂

土地：愛荘町東円堂字西出1585番（宅地）364.62㎡
 建物：愛荘町東円堂字西出1585番地（居宅）1階140.19㎡ 2階34.06㎡

見積価額 **9 0 万円**

公売保証金 9 万円

入札期間 令和7年10月22日

午後2時30分から午後3時00分まで

公売保証金の納入期間

令和7年10月22日 午後2時00分から午後2時45分まで



【第1号】川久保



【第2号】東円堂

注意事項

公売に参加する場合は「**公売広報**」「**公売公告**」「**公売財産明細書**」を必ず**事前に確認**してください。
 公売広報等は・町ホームページでご確認いただくか、税務課および湖東分室で配布しています。

- 公売保証金の納付および暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出した後でなければ入札できません。
 - 公売保証金および買受代金は現金または小切手（電子交換所に加入している金融機関が振り出したもので、かつ振出日から起算して7日を経過していないものに限る。）でなければ納付できません。
 - 売却決定の日時、買受代金の納付期限および場所は以下のとおりです。
 - ・売却決定の日時 令和7年11月13日（木）【第1号】午前10時00分【第2号】午前11時00分
 - ・買受代金の納付期限 令和7年11月13日（木）【第1号】午前10時45分【第2号】午前11時45分
 - ・売却決定および買受代金の納付場所 愛荘町役場 税務課
 - 国税徴収法第92条および第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
1. 税の納付等により、公売日時までに公売を中止することがあります。
 2. 入札は見積価額以上でなければなりません。
 3. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のを最高価申込者と決定します。
 4. 公売財産に係る町税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
 5. 公売財産の取得時期は、売却決定後かつ買受代金の納付があったときです。したがって、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。愛荘町は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。また、財産の引渡しは買受代金納付時点の現況有姿により行います。
 6. 買受人が地目または地積の変更の登記や建物の表題登記の申請をしなければならない場合があります。
 7. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。
 8. 公簿面積と現況が異なる場合があります。境界は買受人が隣地所有者と協議してください。このことについて、紛争が生じてても愛荘町は関与しません。
 9. 本件の土地・建物は所有者が占有しています。
 10. 公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き、鍵などの引渡しなどは、全て買受人が行うことになります。このことについて、紛争が生じてても愛荘町は関与しません。
 11. 公売財産の下見会は行いません。公売に参加する場合は公簿や現地等の調査を十分に行なってください。
 12. その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。